

《 事務所ニュース 2015年10月号 》

岩崎社会保険労務士事務所 特定社会保険労務士 岩崎健志

〒 277-0032 柏市名戸ヶ谷 1-7-8-101
URL : <http://kashiwa-iwasaki-sr.com>

TEL / FAX 04-7103-8252
E-mail : info@kashiwa-iwasaki-sr.com

マタハラで事業所名等を初めて公表！！ (厚生労働省)

男女雇用機会均等法第30条に基づく公表について
～ 初めての公表事案、妊娠を理由とする解雇 ～
男女雇用機会均等法(以下「法」という)第30条において、法第29条第1項に基づく厚生労働大臣による勧告に従わない場合、その旨を公表できる制度が設けられていますが、このほど、初の事案が生じたので、下記のとおり公表しました。

事業所名：医療法人医心会 牛久皮膚科医院
代表者：理事長 安良岡 勇
所在地：茨城県牛久市牛久 280 エスカード牛久 4階
違反条項：法第9条第3項
法違反に係る事実：妊娠を理由に女性労働者を解雇し、解雇を撤回しない。

指導経緯：

平成27年3月19日 茨城労働局長による助言
平成27年3月25日 茨城労働局長による指導
平成27年5月13日 茨城労働局長による勧告
平成27年7月9日 厚生労働大臣による勧告

【参考：男女雇用機会均等法

第9条第3項について】

法第9条第3項では、妊娠・出産等を理由とする解雇その他不利益取扱いを禁止しています。

○妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの例

- 1 解雇すること。
- 2 期間を定めて雇用される者について、契約の更新をしないこと。
- 3 あらかじめ契約の更新回数の上限が明示されている場合に、当該回数を引き下げること。
- 4 退職又は正社員をパートタイム労働者等の非正規社員とするような労働契約内容の変更の強要を行うこと。
- 5 降格させること。
- 6 就業環境を害すること。

- 7 不利益な自宅待機を命ずること。
- 8 減給をし、又は賞与等において不利益な算定を行うこと。
- 9 昇進・昇格の人事考課において不利益な評価を行うこと。
- 10 不利益な配置の変更を行うこと。
- 11 派遣労働者として就業する者について、派遣先が当該派遣労働者に係る労働者派遣の役務の提供を拒むこと

厚生年金保険料率の改定！！

平成27年9月(10月納付分)から

平成27年9月分(10月納付期限)から、厚生年金保険の保険料率が「17.474%」⇒「17.828%」に引き上げられます。

また、厚生年金基金に加入されている事業所の方は、保険料率が異なる場合がありますので、ご加入の厚生年金基金に確認ください。

なお、厚生年金保険料率の改定と算定基礎届による標準報酬月額額の改定は同じ月に行います。

★ 協会けんぽ千葉の場合

	事業主	被保険者	合計
健康保険	4.985%	4.985%	9.97%
介護年金	0.790%	0.790%	1.58%
厚生年金	8.914%	8.914%	17.828%

業務内容

労働・社会保険の書類作成及び提出代行

労使間トラブルの相談 (急増中)

就業規則等の人事制度構築

各種助成金の紹介、書類作成、提出代行

個別年金相談(老齢・障害・遺族)

給与計算サービス(月次・賞与・年末調整)